

横浜市立末吉中学校 いじめ防止基本方針  
平成26年3月31日策定（平成30年2月20日改訂）

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 末吉中学校のいじめ防止に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在である。その存在そのものが、我々にとってありがたいものである。一人ひとりの子どもが、安心してのびのびと生活できることが、我々にとっての幸福である。子どもが集団の中で、「自分は大切にされている」といったことを実感できることは、人生においても重要なものであり、他者とのかかわりの中でその感情を育むことは、将来に向けての希望の光を照らすものである。

- i) いじめは、どの子どもにも起こりうる、最も身近で深刻な人権侵害であるということをかかわるすべての者が強く意識する。
- ii) いじめを防止するために、学校、地域、保護者等がそれぞれの役割を自覚し、相互に協力し、子どもの健全育成を図る。
- iii) 子ども自身が、自分たちの生活の場を構築する当事者であることを自覚し、「いじめを許さない」という気持ちを醸成し、「温かい学校」「自分のことも周りのことも大切にできる学校」をつくっていく。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1) 設置

法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (2) 構成員

- ・構成員は次の者とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導部長、  
生徒指導専任教諭、養護教諭

- ・状況に応じて、関係職員を加える。
- ・状況に応じて、学校に配置されているカウンセラー等、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### (3) 運営

- ・定期的な開催

週に一度、いじめ防止対策委員会を開催し、情報共有を行う。

(いじめの未然防止・早期発見・早期対応)

- ・臨時的な開催

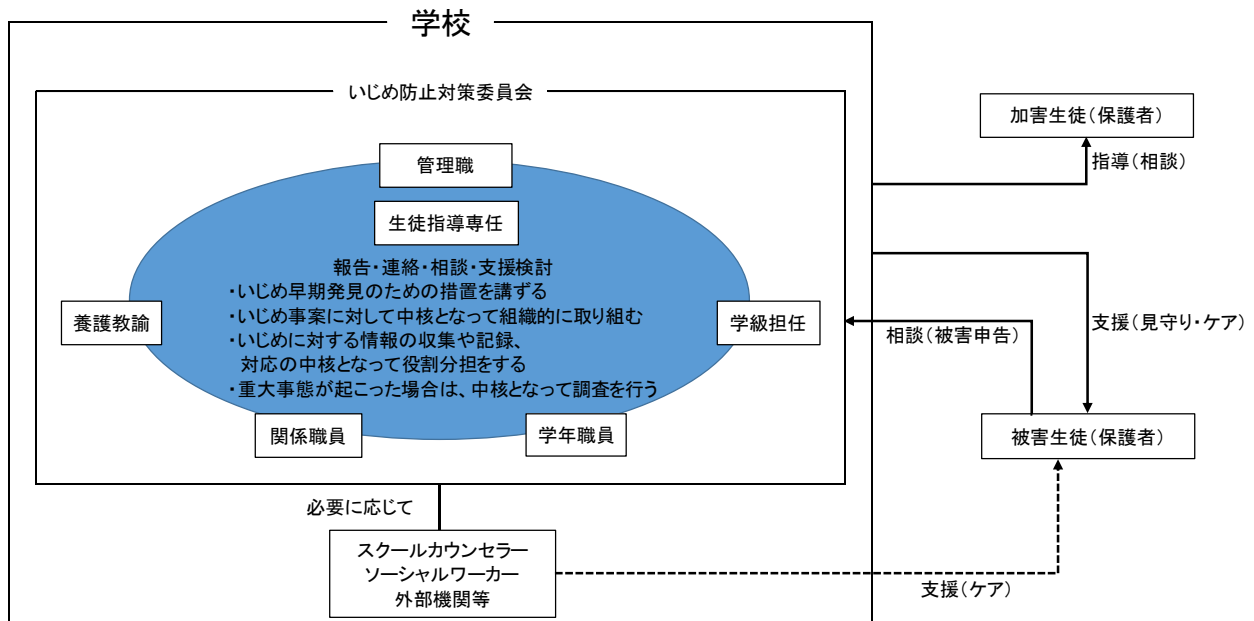
いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」  
を開催し、情報共有、対応策の確認を行う。

(いじめに対する適切な対処・処置)

※校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議  
録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (4) 活動内容

- ・いじめの早期発見のための必要な措置を講ずる。
- ・いじめ事案に対して中核となって組織的に取り組む。
- ・いじめに対する情報の収集や記録、対応に対して、中核となって役割分担をする。
- ・重大事態が起こった場合は、中核となって調査を行う。



### 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

#### (1) いじめの未然防止

生徒が安心して豊かに生活できる学校づくりを行っていく。

- ・いじめを許さない学校の風土づくりに努める。
- ・「授業力向上週間」等を活用し、教職員同士が互いに研修しあい、わかる授業づくり、生徒が主体的に参加する授業づくりを行う。
- ・本校の学校教育目標「高め合う・やりぬく・感動する」の精神に基づき、様々な活動場面を通して、心の通い合う集団づくりを進める。
- ・生徒、教職員間の信頼できる関係を大切にし、自己肯定感を育てる人間関係づくりを目指す。

#### ※具体的な取り組み

- 人権講演会
- Say Hello プロジェクト (あいさつ運動)
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」実施、活用
- 教育相談アンケートの実施
- 教育相談 等

## (2) いじめの早期発見

いじめが気づきにくい形で行われることを認識したうえで、きめ細かく生徒の様子を見て、教職員同士情報交換を密にしながら早期発見に努める。日頃から、生徒の様子を注意深く見守り、教職員がアンテナを高く保つとともに、保護者や教職員間でも情報を共有しながら、実態把握に取り組む。

- ・ いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化、推進に努める。
- ・ 9月、1月に教育相談アンケートを実施し、教育相談体制の充実を進める。
- ・ 12月のいじめ解決一斉キャンペーンより、アンケートの実施や教育相談を行う。
- ・ 研修を通じて、いじめに対する教職員等の意識の向上を図る。

## (3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中核として速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては事情や心情を聴取し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。また、保護者への連絡・報告は速やかに行う。

- ・ 生徒、保護者との信頼関係を大切にし、速やかに事実確認を行い、生徒の状態に応じた指導、支援を行う。
- ・ 組織的に迅速に対応し、被害生徒・加害生徒のみならず集団全体への適切な指導、支援を行う。
- ・ スクールカウンセラーやソーシャルワーカー、外部機関等との連携を図る。
- ・ いじめを受けた生徒の保護者に対して、認知した状況、聞き取りの結果、調査によって明らかになった事実関係等について適切に報告する。

## (4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされる必要がある。

- ①いじめの行為が、少なくとも3ヶ月（目安）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

(5) 教職員等への研修の実施

教職員に対し、いじめ防止に関する研修を充実させ、教職員の資質の向上を図る。

- ・年に数回、校内生徒理解研修を行い、生徒理解を深める。
- ・いじめに関する校内研修を行い、いじめの定義や考え方等の職員周知を行う。

(6) 学校・家庭・地域連携事業や育む会等の活用

- ・中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校の抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協同して取り組んでいく。
- ・年2回実施する地域の代表者との懇話会である「末中を育む会」の活動等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える問題を共有し、理解を得ながら連携協力を図る。

(7) 取り組みの年間計画（予定）

月	活動内容
4	生徒理解研修 対策委員会（毎週）
5	いじめに関する職員研修
6	
7	学校・家庭・地域連携事業実行委員会 末中を育む会 三者面談 地域パトロール 学習支援
8	地域パトロール
9	教育相談アンケート 教育相談
10	
11	地域パトロール
12	三者面談 いじめアンケート
1	教育相談アンケート 教育相談
2	末中を育む会
3	

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」（同項第2号）とされている。

##### (2) 発生の報告

いじめ防止対策委員会を中核として、重大事態に対処する。重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告する。

再発防止も視野においた調査を行い、結果を教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に報告する。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。